

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十五号）（税務課）

一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、自動車税（環境性能割）の税率適用区分を改める等行うとともに、併せて農業を営む者等の免税軽油の引取り等に係る報告の期限の特例を定める。

二 内容

(一) 自動車税（環境性能割）

地方税法の一部改正に伴い、自動車税（環境性能割）の税率の基となる燃費基準の達成度合いを、段階的に引き上げる。

(二) 軽油引取税

新たに免税軽油使用者証の交付を受けた農業者等が行う免税軽油に係る県への報告について、購入予定数量が年間三キロリットル以下の場合、免税一年目から一年に一度の報告とする特例を定める。

(三) その他

地方税法の改正に伴い規定の整備を行う。

三 施行期日

二(一) 令和六年一月一日、令和七年四月一日

二(二)、二(三)の一部 公布の日

二(三)の一部 令和七年一月一日、令和七年四月一日